

# 定 款

一般財団法人 地方自治体公民連携研究財団

平成21年	9月	2日	認証
平成21年	9月	7日	制定
平成22年	6月	9日	改訂
平成22年	9月	17日	改訂
平成22年	12月	16日	改訂
平成22年	12月	21日	改訂
平成23年	6月	30日	改訂
平成28年	5月	25日	改訂



# 一般財団法人地方自治体公民連携研究財団定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人地方自治体公民連携研究財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地方自治体・国の行政サービスについて、公民連携による新しい時代の公共サービスのあり方、人材とその育成について多角的な研究を行い、もって行財政改革、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 地方自治体・国の公民連携の課題について調査・研究する事業
- (2) 地方自治体・国の公民連携の新しいあり方について調査・研究する事業
- (3) 地方自治体・国の公民連携に関する啓蒙・提言事業
- (4) 地方自治体・国の公民連携に関する人材育成事業
- (5) 地方自治体・国の公民連携に関する評価・表彰事業
- (6) その他この法人の目的達成に必要な諸事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、この法人のために拠出した。

(財産の種別)

**第7条** この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

**第8条** 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会および評議員会の議決を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

**第9条** この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

**第10条** この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

**第11条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

**第12条** この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

- 第13条** この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

- 第14条** この法人は剰余金の分配を行わない。

#### 第4章 評議員

(定数)

- 第15条** この法人に、評議員3名以上12名以内を置く。
- 2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任および解任)

- 第16条** 評議員の選任および解任は評議員会の決議により行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
    - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
      - イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
      - ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
      - ハ その評議員の使用人
      - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
      - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
      - へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
    - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
      - イ 理事
      - ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者  
ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権限)

**第17条** 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

**第18条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

**第19条** 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、評議員会出席の都度日当を支給することができる他特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

(構成及び権限)

**第20条** 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
  - (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
  - (3) 定款の変更
  - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (5) 残余財産の処分
  - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
  - (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下一般社団・財団法人法という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

**第21条** 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回6月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

**第22条** 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
  - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
  - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

**第23条** 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない

い。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

**第 2 4 条** 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(定足数)

**第 2 5 条** 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

**第 2 6 条** 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定に関わらず次の決議は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (2) 基本財産の処分または除外の承認
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては各候補者毎に第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 3 1 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

**第 2 7 条** 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

**第 2 8 条** 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。



(議事録)

**第29条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した評議員及び理事は前項の議事録に記名・押印する。

(評議員会運営規則)

**第30条** 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第6章 役員

(種類及び定数)

**第31条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、1名を一般社団・財団法人法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

**第32条** 理事及び監事は評議員会の決議によって各々選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

4 第2項で選定された業務執行理事は、専務理事に就任する。

5 監事はこの法人またはその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

**第33条** 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代

行する。

- 4 理事長および専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第34条** 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 監事は定時評議員に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。  
その他の臨時評議委員会及び理事会については必要あると認めるとき出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

**第35条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 役員は、第31条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

**第36条** 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

**第37条** 役員に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

また、特別な職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

**第38条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前2項の取扱いについては、第53条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

**第39条** この法人は、役員一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要

件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会長、顧問、専門委員)

**第40条** この法人に名誉会長、顧問、専門委員を置くことができる。

2 名誉会長および顧問はこの法人に功労のあったものまたは広くこの法人の目的を達成するうえに貢献のあったもののうちから理事会において任期を定めたいえで選任する。

3 専門委員は学識経験者またはこの法人の目的達成のために必要と認めるもののうちから理事会において任期を定めたいえで選任する。

4 名誉会長、顧問および専門委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、顧問、専門委員の職務)

**第41条** 名誉会長、顧問および専門委員は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、助言し意見を述べるることができる。

## 第7章 理事会

(設置)

**第42条** この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

**第43条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するた

めの体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備

(6) 第39条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

**第44条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第34条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

**第45条** 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

**第46条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

**第47条** 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

**第48条** 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

**第49条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

**第50条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

**第51条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び理事並びに監事は、これに記名押印しなければならない。

(株式の議決権行使)

**第52条** この法人が保有する株式（出資）については、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を得なければならない。

(理事会運営規則)

**第53条** 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

**第54条** この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに

第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

(合併等)

**第55条** この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

**第56条** この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(残余財産の処分)

**第57条** この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に寄附するものとする。

## 第9章 研究会

(研究会)

**第58条** この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、研究会を設置することができる。

- 2 研究会の委員は、理事会が選定する。
- 3 研究会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

**第59条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿および書類)

**第60条** 事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 監査報告
- (7) 登記に関する書類
- (8) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (9) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第 1 1 章 情報公開および個人情報の保護

（情報公開）

**第 6 1 条** この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

**第 6 2 条** この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公 告）

**第 6 3 条** この法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示する方法により行う。

（法令の準拠）

**第 6 4 条** 本定款に定めのない事項はすべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

（財産目録）

財産種別	場所・数量等
現金	300万円



当財団の定款原本の通り相違ありません。

平成28年5月25日

一般財団法人 地方自治体公民連携研究財団

代表理事 石井 良一